

日本語における差別語の言い換えに関する歴史的研究

—『記者ハンドブック』への考察を通して—

趙 凌 梅

要 旨

本稿では、『記者ハンドブック』を分析対象に、マスコミによる差別語とその言い換えの時代的特徴を考察した。また、本書における差別語の言い換えに関する内容を差別語のプロトタイプの特徴と合わせて考察し、1960年代～1980年代前期、1980年代中期～1990年代、また2000年以降では、時代順に、差別語の、「社会的マイノリティーが、使用する人を含めた社会的マジョリティーより劣っていると感じられる」、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感がある」、「被差別者の人権を損なう」という差別語の特徴が注目されるようになったことが分かった。

【キーワード：差別語／言い換え／マスコミ／『記者ハンドブック』／変遷】

1. はじめに

趙（2014）では、差別語の語彙特徴と使用される文脈という二つの面から、差別語のプロトタイプの特徴をまとめている。すなわち、

1. 社会的マイノリティーに対して、使用する人を含めた社会的マジョリティーより劣っていると感じられ、蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、被差別者の人権を損なうこと。
2. 使用する人には差別の意識があり、嘲笑や軽蔑のために使われること。（p. 149）

言い換えれば、プロトタイプの差別語は、「社会的マイノリティーが、使用する人を含めた社会的マジョリティーより劣っていると感じられる」、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感がある」、「被差別者の人権を損なう」というような語彙特徴がある。

また、デジタル大辞泉によると、マスコミュニケーション（以下、マスコミとする）とは、「新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・映画などのマスメディアによって、不特定多数の人々に対して大量の情報が伝達されること。また、その媒体であるマスメディア。大衆伝達」のことである。差別語糾弾の対象となる発言はマスコミにおける発言が多いという点だけではなく、マスコミの自主規制や差別語の言い換えもよく議論の対象となることから、差別語の問題を考える際に、マスコミとの関わりは避けられない。塩見（2009, p. 105）が述べているように、マスコミが言い換えた言葉を一気に全国へ届け、多数が知ることになるため、語の言い換えにとって主戦場はマスコミになるので

ある。

また、マスコミ管理上で最も重要な仕事は「日本民間放送連盟が定めた放送基準の内容にもとづくチェック」(田宮, 1995, p. 48)であり、さらに「放送基準の根本的な精神のひとつに『人権の尊重』があるが、これまでも番組の中で部落差別、障害者差別、民族・人種差別、あるいは職業差別につながる表現をしたとしばしば指摘され問題になった」(p. 48)ため、マスコミによる差別語の言い換えも行われてきた。しかし、このような差別語の言い換えについて、「言葉狩り」と批判され、言論の自由を侵すという声も少なくない。また、マスコミの言い換えの目的について、「臭いものに蓋」、つまり糾弾などのトラブルを回避するために作られているという疑いの声も多い(鈴木1975, 成沢1984など)。差別語を討論する際に、差別語を言い換えるべきかどうか、そしてどのように言い換えるべきかの議論は避けられない。

一方、塩見(2009)は、マスコミは「不特定多数(大衆)」の検閲を受けているため、差別語の不使用と言い換えはつまり大衆の意志であるとしている。このように、差別語の言い換えに関して、たくさんの議論が行われてきたが、マスコミにとっての「差別語」とは何か、そしてマスコミの差別語に対する態度と意識がどのように変わってきたのかというような疑問に言及する研究はまれである。しかし、塩見(2009)が下記で述べているように、差別語がどのように言い換えられてきたかを研究することは重要であり、差別語に関する社会意識の変化を理解するのに不可欠である。

事は言論の自由という政治レベルにはないのであって、社会意識がかかえこんでいる規制そのものにあるのだ。どのような表現も規制を逃れられないのだから、規制一般がどうこうというのではなく、なにが規制されたかの具体こそが注目されなければならないのだ。戦前の日本では社会意識のうちのなにが規制され、戦後すぐにはどういう表現が規制されたか。それこそが文化の歴史なのである。ここからひるがえって、わたしたちはつぎのようにいうことができる。つまり、規制の歴史こそ、なにが差別されていたかを示していたし、今日の規制がどういう意味をもつのかを教えてくれる(pp. 158-159)。

そこで、本研究は、差別語の言い換え集を分析し、どのような語が言い換えられ、それらの言い換えはどのような時代的特徴があるのかを考察することを通して、マスコミの視点から社会意識としての差別語観の変遷を探究する。

2. 差別語とマスコミに関する先行研究

差別語の問題はマスコミと深い関わりがあるため、差別語とマスコミをテーマにした研究も多数見られる。例えば、田宮(1995)は、「個人の表現者として、どう差別問題にかかわることが望ましいのだろうか。そして、マス・メディアの差別問題へのかかわり方はどうか」(p. 19)という疑問から出発し、マスコミの差別語への態度について論じている。田宮(1995)は、「部落差別、女性差別、障害者差別にかかわる表現」、「差別問題と放送メディアの役割」を検討したほか、特に被

差別者の立場から差別語と差別表現の問題を考えている。また、大学生の意識調査を行い、大学生にとっての差別語とは何かを考察している。田宮（1995）は表現する側、差別される側、また大学生などの異なる視点から差別語への対応とマスコミの役割を分析しているものの、差別語とその言い換えの歴史の変遷について言及していない。

磯村・福岡（1984）は、差別語の定義、差別語の機能、マスコミの言い換え集の功罪を分析し、さらにマスコミ人の「差別用語」規制への態度や部落問題への態度などの調査を行い、差別語とマスコミの関係について議論した。そして、結論として、下記のように述べている。

差別語問題を問い、差別語問題を考えるということは、日本の文化を問いなおし、考えなおし、創りなおすことなのだ。差別語の根は深い。日本文化の奥底にまで根を張っている。とうてい、あれやこれやのコトバの「言い換え」だけでは、この問題は解決しえない。しかし、このことはけっして、あれやこれやの差別語を放置しておいてよいということにはつながらない。というのも、差別語の無自覚的使用は、被差別者の心を傷つけ人権を侵害する差別表現の一形態であると同時に、読み手・聴き手の意識裡に差別的なものの見方・考え方・感じ方を植えつけていく、あるいは、よりいっそうなじませていくという差別意識の再生産機能に一役かうからである。だが、じつはそれだけでなく、日本文化の奥底に根を張る差別的な心性構造を明るみにひきずりだす一つの手がかりとしても、あれやこれやの差別語の一つひとつにとことんこだわり続けることが必要なのだ（p. 2）。

すなわち、差別語は差別意識の表現であると同時に、差別意識の再生産にも繋がっているという観点を明らかにしている。また、この研究も、マスコミへの差別語意識の調査データなどを数多く提供しているが、「差別語とは何か」ということがマスコミの中でどのように変化しているかという視点を考慮に入れていないようである。

また、差別語の言い換え問題の年代的特徴を考察する研究として、加藤（2010）が挙げられる。加藤は、『ちびくろサンボ』の絶版や再出版に関わる差別語規制の問題を中心に、差別語とマスコミに関わる事件の年代的特徴をまとめている。その結果、1970年代を「差別語への意識向上期」、1980年代を「差別語問題エスカレート期」、1990年代を「差別語問題転換期」と名付けた。加藤のこの研究は、「表現の自由」という問題を軸に差別語に関わる事件の時代的傾向を考察しており、差別語がどのように言い換えられているかについては触れていない。

他に、池田（2012）は、『記者ハンドブック』を対象にして差別語の言い換えについての研究を行っている。池田は、『記者ハンドブック』に記載されている差別語とその言い換えについて、ひらがら、カタカナ、漢字をどのように用いて表現しているのかといった表現そのものに注目し、『記者ハンドブック』の差別語の変遷を考察した。その結果、差別語のマイナスイメージに関して、「初めから差別を目的として文字を用いて表現されたもの」と「使用する過程で、差別的な意味が付随したもの」の2種類に分類している。また、差別語の言い換えの特徴として、「(1) もとの差別語

の名残がなく、全く異なる表現に言い換え、(2) 差別語を分割することができ、それぞれ言い換え、(3) 一部のみを言い換え、(4) 文章で説明、(5) 使用不適切、もしくは使用を避ける」(p. 52) の5つのパターンにまとめており、さらに「言い換えには漢語や外来語などの使用がランダムに用いられ、決まった法則などはない」(p. 53) ということを指摘している。このように、池田(2012) は言い換えのパターンなどの研究に留まっており、『記者ハンドブック』から見る差別語言い換への年代的な変化とその背景などに関する考察までは至らなかった。

先行研究では、マスコミと差別語の関わりをさまざまな視点で解釈しているが、マスコミにとっての差別語とは何か、そして差別語とは何かについての意識は時代的にどのように変遷しているのかという疑問はまだ明らかになっていない。そこで、本稿では、『記者ハンドブック』を対象に、マスコミの言い換え集から見る差別語の時代的な変遷を改めて整理し、マスコミにとっての差別語とは何かを考察したい。分析に当たって、はじめに述べた差別語のプロトタイプの定義を援用したいと考える。

3. 研究目的と方法

以上述べた通り、差別語問題の主戦場はマスコミであり、また差別語の議論も差別語の言い換えに関わるものが多い。従って、日本社会の差別語に対する態度と意識の変遷を追及するためには、差別語の言い換えの歴史を知ることが重要である。

共同通信社『記者ハンドブック』は1956年に初版が発行され、その後10回以上の改訂を重ね、2010年に第12版まで改訂されている。差別語に関する改訂の内容は、差別語の言い換えの時代的な変遷を示している。この理由から、本研究では、『記者ハンドブック』を考察の対象とし、各版における差別語言い換えの歴史的变化を考察する。対象となる『記者ハンドブック』は以下の通りである。

改訂増補版 (1964)

改訂新版 (1973)

第4版 (1981)

第5版 (1985)

第6版 (1990)

第7版 (1994)

第8版 (1997)

第9版 (2001)

第10版 (2005)

第11版 (2008)

第12版 (2010)

分析方法については、『記者ハンドブック』のうち、「差別語・不快語」に関する項目を分析対象

とし、そこに記載されている差別語についての説明や挙げられている差別語を考察し、差別語の言い換えの時代的変遷をまとめる。また、このような変遷を裏付ける時代的な背景も考慮し、社会意識としての差別語とは何かの変遷を考察する。

4. 『記者ハンドブック』から見る差別語言い換えの変遷

『記者ハンドブック』では、「差別語・不快語の不使用」という項目があるが、冒頭に断り書きがあり、その後に言い換えのリストが載せてある。まず言い換えについての説明は、言い換えの理由などを述べるほか、マスコミの差別語への態度も表している。差別語とされる語をリストアップし、言い換えを行うということについて、「なぜ言い換えなければならないのか」というマスコミからの差別語への意識を窺うこともできる。すなわち、「差別語・不快語の不使用」についての説明の変遷は、マスコミの差別語への意識の変遷を表しているとも言えよう。また、差別語としてリストアップされ、言い換えがなされる語も、改訂を重ねるに伴って時代的な変遷が見られる。そこで、本稿では、『記者ハンドブック』の「差別語・不快語の不使用」という項目を、断り書きと差別語リストという二つの部分の変遷から考察を試みたい。

まず、1964年の改訂増補版では、言い換えの理由は述べられておらず、差別の不使用について下記の一言で説明されている。

人種、階級、職業などについて、差別観念を表わす語は使わない (p. 8)。

さらに「女工」、「BG」、「人夫」、「ニコヨン」、「土方、土工」、「馬丁」、「バー女給」、「漁夫」、「床屋」、「運ちゃん」、「バタ屋」、「百姓、農夫」、「女中」、「黒んぼ」、「支那人」、「鮮人」、「沖縄島民」の17語を差別語として挙げ、言い換えている。

そして、1973年の改訂新版では、上記の記述に加え、「ただし、明らかに差別観念を表さない場合は使ってよい。」(p. 292)と説明している。このような変化は、1964年の改訂増補版と1973年の改訂新版が出版される間のおよそ10年の間に、差別語の規制について「言葉狩り」として批判されたなどの背景も考えられる。また、リストアップされた語について、17語から15語になり、「BG」、「支那」、「沖縄島民」が削除され、「産婆」が新たに加えられた。

1981年の第4版になると、差別語の言い換えに関して、「禁止語」という概念が断り書きに出てきて、差別語についてこのように述べている。

身体、人種、階級、職業などについて差別観念を表す語は、「禁止語」として使わず、他に言い換える。(p. 111)

言い換えに関する堅い態度から、1973年から1981年の改訂までのこの時期の差別語糾弾運動がマスコミに多大なプレッシャーをかけていることが窺える。また、言い換えの数も23語になるという

増加傾向が見られ、中でも「おし」、「つんぼ」、「めくら」、「不具」などの障害者に関わる差別語の言い換えが新しく挙げられている。

また、1985年の第5版では、記述が多く加筆され、「基本的人権を守る」という「報道に携わる者の重要な責務」が強調され、さらに医師法などの法律に使われていた「差別語」が置き換えられたという法律に見られる差別語とその言い換えの変化にも言及されている。

心身の状態、病気、性別、職業（職種）、身分、地位、人種、民族、地域などについて差別の観念を表す言葉、言い回しは使わない。基本的人権を守り、あらゆる社会的差別をなくすため努力することは、報道に携わる者の重要な責務だからである。

ことわざ、成句などの引用に当たっても、その文言の歴史的背景を考え、結果として差別助長とならないような心遣いが必要である。

ただし、差別の実態や歴史に言及する記事の中で、以上のような基本姿勢に反せず、表現上必要と判断される場合などには、差別語そのものをカギカッコに入れるなどして引用することはあり得る。

五十六年五月、政府は医師法など九つの法律に使われていた「つんぼ」「おし」「めくら」をやめ「耳が聞こえない者」などに改めた。五十七年十月からは百六十二の法律に使われていた「不具」「廢疾」「白痴者」を「障害」「疾病」「重度障害」「障害のある者」「精神薄弱者」などに置き換えている。

これらの前提に立って特に気をつけるべき用語の主な例は次の通り。(p. 383-384)

法律に使われていた「差別語」が言い換えられることによって、差別語の言い換えの正当性が法律に裏付けられ、差別語の言い換えが大きな一歩を踏み出した。なお、法律に言い換えられた言葉は、ほとんど障害者に関わる表現であった。佐竹（2000）が指摘したように、差別語に内在するマイナスの連想的意味は、障害者に関する差別語に多く見られる。

また、第5版の改訂では、差別語の言い換えが「心身障害、病気」、「職業（職種）」、「身分など」、「人種、民族、地域など」という4つのジャンルに分けられ、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えがジャンル別に細分されるようになった。

1990年の第6版は第5版と同じ記述になっており、言い換えられる語に少々変化が見られるが、差別語言い換えのジャンルは変わらなかった。

1994年の第7版にも大きな変化は見られないが、医師法などの法律に使われていた「白痴者」が第5版と6版では「精神薄弱者」に言い換えられているのに対し、第7版では「知的障害」に置き換えていることを記述している。このように、法律においても差別語を言い換える際にも、「どのように言い換えるべきか」が模索されている。

さらに、1997年の第八版では、法律改訂の年度を和暦から西暦に変えただけで、断り書きの内容に改訂は見られない。言い換えの語に関しては、「性差別」というジャンルが挙げられ、「女流」と

「女史」の二つの語を言い換えている。

2000年に入ってから、『記者ハンドブック』における差別語・不快語の言い換えに関する説明が改訂されたが、2001年の第9版から2012年の12版までは一貫している。その記述は以下の通りである。

性別、職業、身分、地位、境遇、信条、人種、民族、地域、心身の状態、病気、身体的な特徴などについて差別の観念を表す言葉、言い回しは当事者にとって重大な侮辱、精神的な苦痛、あるいは差別、いじめにつながるので使用しない。

例えば「障害を持つ（人・子ども）」という表現も、障害のある人が自分から障害を持ったわけではないので「障害の（が）ある（人・子ども）」と表現する配慮が必要だ。

ことわざ、成句などの引用についても、その文言の歴史的な背景を考え、結果として差別助長にならないような心遣いが必要である。

言い換えの例示をしているが、単純に言葉を言い換えればいいということではない。原則は「使われた側の立場になって考える」ことが肝要である。

基本的人権を守り、あらゆる差別をなくすため努力することは、報道に携わる者の重要な責務だからだ。

これらの前提に立って特に気をつけたい用語の主な例は次の通り。(p.82)

また、言い換え語のジャンルも第9版から「子ども関係」が出現し、差別語言い換えの種類について更なる細分化と多様化が観察される。ただし、言い換え語の数に関して、2000年以降はやや減少する傾向に見られる。

5. 考察

上述した通り、『記者ハンドブック』の差別語についての説明は改訂に伴いここ数十年の間に変わり続けてきた。まず、冒頭にある断り書きから、差別語に対する意識の変化が窺える。1964年の改訂増補版では、「人種、階級、職業などについて、差別観念を表わす語は使わない」と述べているが、1973年の改訂新版では「ただし、明らかに差別観念を表さない場合は使ってよい」の記述が加えられた。一方、1981年の第4版では、『禁止語』として使わず、他に言い換える」と厳しく規制するようになった。このような変化はマスコミが差別語の規制への態度を示しており、1973年の改訂新版と1981年の第4版の記述の間の揺れの背景にあるのは1970年代頃の差別語に関する様々な糾弾運動と議論であると考えられる。1985年の第5版になると、文面がそれまでに比べ長くなった。まず差別語の指す対象に関して、「人種、階級、職業」から「心身の状態、病気、性別、職業（職種）、身分、地位、人種、民族、地域」に変わり、人権意識の高揚に伴い差別語への配慮もますます重要になった。また、法律における用語の変更についても言及されたが、このことは差別語の言い換えに法律的な根拠を提供し、80年代の差別語糾弾運動などの成果とも言えよう。次に大きな変化が見られるのは2001年の第9版になるが、まず差別語に関わる語のカテゴリーについて「性別、職業、

身分、地位、境遇、信条、人種、民族、地域、心身の状態、病気、身体的な特徴」が挙げられ、また、「言い換えの例示をしているが、単純に言葉を言い換えればいいということではない。原則は『使われた側の立場になって考える』ことが肝要である。」(p. 82) という言い換えへの態度を示している。

また、差別語のカテゴリーについて、1981年に出版された第4版まで分類がなかったが、1985年の第5版から1984年の第7版までは「心身障害、病気」、「職業（職種）」、「身分など」、「人種、民族、地域など」と分類されている。そして1997年の第8版はそれにさらに「性差別」の分類が追加された。また、2001年の第9版から2010年の第12版までの分類はほぼ同じく、「心身の障害、病気」、「身体障害に関係する不適切表現」、「職業（職種）など」、「身分など」、「人種、民族の表記」、「一般表記」、「民族表記」、「性差別」、「子ども関係」の7カテゴリーに分類されている。

さらに、言い換えされる差別語の数の変化について、僅かに減少する時もあるが、全体的に増加する傾向が観察される。また、特に著しい増加が見られるのは、第5版、第8版と第9版の改訂である。言い換え語の数の変化を図で示すと以下ようになる。

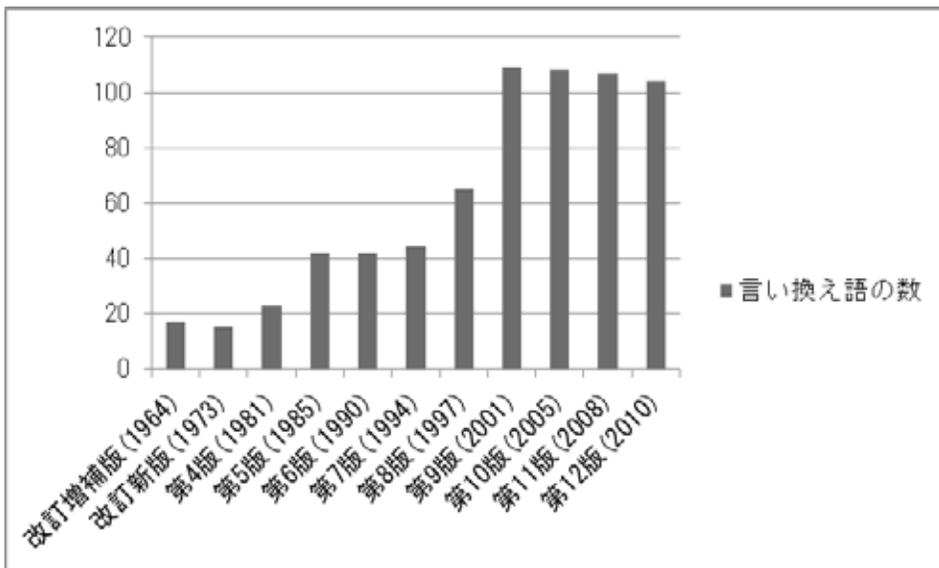


図1. 『記者ハンドブック』における言い換えの数の変化

図1から分かるように、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えの数の増加は段階的であり、時代的な変化が見られる。まず1964年の改訂増補版から1981年の第4版までは20語前後の差別語が挙げられ、1973年の改訂新版に数の減少もあるが全体的に変化が緩やかである。次に、1985年の第5版に、言い換えの数に明らかな増加が見られ、また差別語をジャンルに分けて紹介するのも第5版からであった。このような差別語言い換えの数と分類は1994年の第7版までは安定していた。次の1997年の第8版では、20語以上の差別語が新たに挙げられ、差別語のジャンルも「心身の障害、病気」、「職業（職種）など」、「身分など」、「人種、民族、地域など」のほかに「性差別」が

加えられた。そして、2001年の第9版では更なる改訂が行われ、言い換えられる差別語が65語から109語になり、大幅な変化が見られたが、それ以降の版の改訂は緩やかだった。

以上のように、『記者ハンドブック』における「差別語・不快語」に関する記述には段階的な変遷が見られ、また概ね1960年代～1980年代前期（第4版まで）、1980年代中期～1990年代（第5版～8版）、2000年以降（第9版～12版）という3つの段階に分けることができよう。そこで、以下では、趙（2014）で挙げた差別語のプロトタイプの特徴と合わせながらこの3つの時代に分けて差別語と言い換えの意識の変遷を考察してみたい。

まず、1960年代～1980年代前期の『記者ハンドブック』における差別語の言い換えは、個々の差別語がリストアップされる形で行われていた。1964年の改訂増補版と1973年の改訂新版では主に「人種、階級、職業」に関する差別語が提示されていたものが、1981年の第4版では「身体、人種、階級、職業」となり、「おし」、「つんぼ」、「めくら」、「不具」、「廢疾」、「氣違い」、「ちんば・びっこ」、「やぶにらみ」といった身体に関わる差別語を挙げ、さらにこのような差別語を「禁止語」として扱っている。この時期の日本では、「差別語とは何か」ということについて考えられるようになり、マスコミでも差別語の使用を慎むようになった。『記者ハンドブック』で書かれている「差別観念を表す語は使わない」というのが言い換えの最初のルールとも言えよう。プロトタイプの差別語の定義から見れば、この時期は、「社会的マイノリティーが、使用する人を含めた社会的マジョリティーより劣っていると感じられる」という差別語の特徴が反省されはじめる時期ではないだろうか。

続いての1980年代中期～1990年代では、差別語やその言い換えの論争が盛んに行われ、差別語とは何かについての考え方も日進月歩で発展した。この時期の『記者ハンドブック』は、言い換えられる語のカテゴリー化などがなされ、また「基本的人権を守る」、「差別助長とならないような心遣いが必要である」といった姿勢を示すようになった。1993年、筒井康隆氏が自著の「てんかん」表現に対する抗議問題から「断筆宣言」をした（高木1999, p. 14）。このことで、差別語の規制と「言論の自由」についての議論が盛んに行われ、「差別語とは何か」、「差別語規制の意味とは何か」といった差別語に関する社会意識が改められた。川元（1995）はマスコミによる差別語への対応は「解決策」ではなく「対応策」を考えてしまい、その結果抗議された表現の言い換えや出版物の絶版・回収が行われること指摘し、さらに「差別語とは何か」「自由とは何か」「平等とは何か」といった基本的な認識に関する議論が差別語問題の根本的な解決に繋がるとした（pp. 1-5）。このような議論を受け、マスコミでも「禁止語」ではなく、「差別助長とならないような心遣いが必要である」というような柔軟さを持つ言い換えを進めている。一方、この時期では、差別語の言い換えの範囲は広まりつつあり、旧版と比べると、『記者ハンドブック』では「心身障害、病気」に関する差別語の言い換えの増加が目立つ。具体的に、「めくら」が「目の見えない人、目の不自由な人」、「おし」が「口のきけない人、言葉の不自由な人」、「つんぼ」が「耳の聞こえない人、耳の不自由な人」などの言い換えが挙げられるが、このような言い換えの特徴は差別語の含まれているマイナスな連想的意味を除去するというを目的としていたと考えられる。差別語のプロトタイプの特徴から見れば、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感がある」という差別語の特徴

がこの時期で重要視されている。また、このようなネガティブな語感をどのように取り除くか、つまりどのように言い換えをするのかについての模索も続けられており、例えば「白痴者」の言い換えは「精神薄弱者」から「知的障害」になるというような変化が見られる。

2001年に出版された『記者ハンドブック』第9版の改訂では、差別語とその言い換えの数が増え、また子ども関係の差別語が言い換えられるようになった。差別語に対する態度について、差別語が「当事者にとって重大な侮辱、精神的苦痛、あるいは差別、いじめにつながるので使用しない」という基本的立場を述べた上で、「障害のある人が自分から障害を持ったわけではない」などの配慮を示し、言い換えにとって重要なのは「使われた側の立場になって考える」ということを提示している。このように、新世紀に入ってから、人権を尊重するという考え方は、マスコミや表現者にとってますます大事になってきた。プロトタイプの差別語の特徴から見れば、差別語が「被差別者の人権を損なう」という特徴に気付かれつつあり、言葉の使用における人権尊重の精神が反映されるようになってきていると考えられる。

以上、『記者ハンドブック』を分析対象に、マスコミによる差別語の言い換えを考察した結果、『記者ハンドブック』における差別語とその言い換えに関する内容に時代的特徴が観察された。さらに、1960年代～1980年代前期（第4版まで）、1980年代中期～1990年代（第5版～8版）、2000年以降（第9版～12版）に分け、差別語のプロトタイプの特徴からマスコミにとっての差別語とは何かを考えた。その結果、差別語の「社会的マイノリティーが、使用する人を含めた社会的マジョリティーより劣っていると感じられる」、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感がある」、「被差別者の人権を損なう」という差別語の特徴が時代順に注目されるようになったことが分かった。すなわち、マスコミにとっての「差別語とは何か」という意識は、時代の変遷とともに進化してきており、プロトタイプの差別語の特徴も差別語の言い換えに反映されつつある。

6. 終わりに

中島(2009)は、差別語の規制や言い換えと差別語の「自然消滅」について、このように述べている。

最近思いがけない発見があった。それは、若い人々がかつての差別語をまったく知らないということ。学生の中には、「ニコヨン」や「ハンバ」や「二号」や「女中」を知らない人が多い。当然「ケトウ」や「ロスケ」や「チャンコロ」や「パンパン」や「オンリー」は知らない。とすると、定型的な規制の効果も確かにあることは認めざるをえない。自分たちが知っている差別語を次世代の者たちの耳に入れずに目に触れずにおくうちに、いずれ「メクラ」や「ツンボ」や「ビッコ」や「カタワ」も死語になるかもしれない。これは、疑いなく一つの解決であろう。

ここに、一つの差別語のみならずあらゆる差別が解消されるヒントが潜んでいる。もし勤勉な学生が古い文献にかつての差別語「ニコヨン」を探り当てたととしても、彼はそのマイナスの語感をもちえない。彼は「ニコヨン」が「日雇い労働者」という意味であることを知る。しかし、彼が眼前の日雇い労働者を見て「ニコヨン！」とはやし立てるには相当の技術と訓練が必

要であろう。しかも、たとえそれを学んだとしても、その意味を知らない若い日雇い労働者にそのマイナスの価値は届かないであろう。「ニコヨン」というかつての差別語は、「日雇い労働者」という記述の意味だけを残して、そのマイナスの価値的（評価的）意味を失ってしまったのである。こうした事態に至ったとき、差別語は差別語ではなくなる。（pp. 196-197）

このように、差別語の言い換えは、差別語をなくすことにも繋がる。使われなくなるということは、差別語に含まれるマイナスな要素も消えていくということの意味する。しかし、同時に、規制によって消えた差別語の歴史も忘れられることになる。したがって、差別語とは何か、差別語はどのように言い換えられてきたのかを振り返って見る必要があると考える。

前述した通り、2000年以降の『記者ハンドブック』における差別語の数は、僅かながら減少傾向がある。差別語の言い換えは、これからどのように変わっていくのだろうか。また、本稿では、『記者ハンドブック』を考察の対象にしたが、差別語の言い換えに関する議論や事件の分析には至らなかった。今後は、さらなる研究が必要だと思われる。

参考文献

- 池田麻美. 2012. 「マスコミにおける差別語表現とその言い換え—共同通信社『記者ハンドブック』の諸版の比較—」. 東北大学大学院国際文化研究科修士論文.
- 磯村英一・福岡安則. 1984. 『マスコミと差別語問題』. 興英文化社.
- 加藤夏希. 2010. 「差別語規制とメディア——『ちびくろサンボ』問題を中心に」. 『リテラシー史研究』(3). p41-54.
- 川元祥一. 1995. 『差別と表現—画一から差異へ—』. 三一書房.
- 佐竹久仁子. 2000. 「『差別語』考」. 『ことば』(21). 現代日本語研究会. p75-87.
- 塩見鮮一郎. 2009. 『差別語とは何か』. 河出書房.
- 鈴木 均. 1975. 「差別語について—放送用語いいかえ集の意味するもの」. 『思想の科学』第6次(45). 思想の科学社. p15-24.
- 高木正幸. 1999. 『差別用語の基礎知識99』. 土曜美術社出版.
- 田宮 武. 1995. 『マスコミと差別語の常識』. 明石書店.
- 趙 凌梅. 2014. 「日本語における差別語の定義に関する一考察」. 『国際文化研究』(21). 東北大学国際文化学会. p141-151.
- 中島義道. 2009. 『差別感情の哲学』. 講談社.
- 成沢栄寿. 1984. 「『差別用語』問題を考える——歴史研究者の立場から」. 『部落』36(10). 部落問題研究所出版部. p6-16.

資料

- 『記者ハンドブック』社団法人共同通信社改訂増補版(1964)、改訂新版(1973)、第4版(1981)、第5版(1985)、第6版(1990)、第7版(1994)、第8版(1997)、第9版(2001)、第10版(2005)、第11版(2008)、第12版(2010)